

## 第2章 丸岡城城山周辺の概要

### 2. 1 自然的環境

#### 2. 1. 1 位置

坂井市は福井県の北部に位置し、県庁所在地である福井市から北に10kmほどの距離にある。西は日本海に面し、北部にあわら市、北東部に石川県、東部に勝山市、南部に福井市および永平寺町に接する。東西方向には日本海岸から山間部まで約32km、南北方向には約17kmで、面積は約209.67km<sup>2</sup>である。

丸岡城跡は坂井平野の東寄りに位置し、「城山」と呼ばれている独立丘陵を中心に縄張りがなされている。

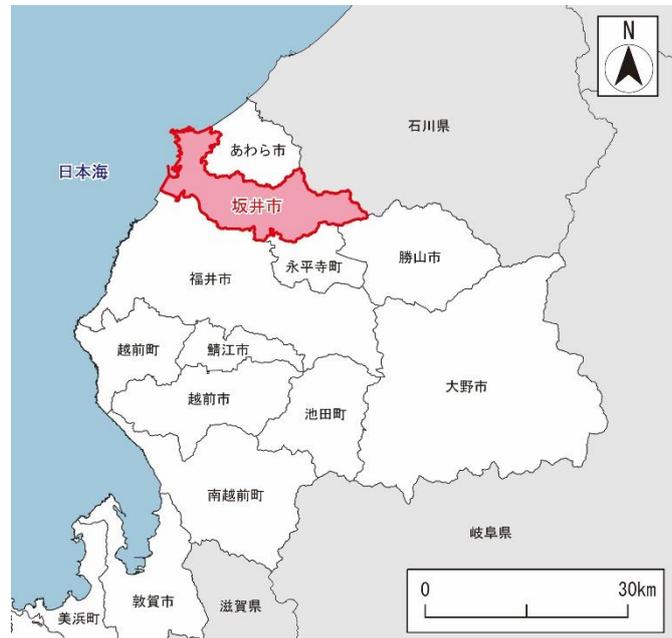


図 2-1. 坂井市位置図

【出典：国土数値情報（行政区画）を加工して作成】

#### 2. 1. 2 地形・地質

坂井市の東部には、加越山地の一部を構成する丈競山（標高1,045m）や浄法寺山（標高1,052.9m）などの山々が連なっており、山頂からはほぼ市内全域の四季折々の表情ゆたかな姿を望むことができる。また、坂井市東部の森林地域が竹田川の源流となっている。

南部には、九頭竜川が上流両岸を山岳地に挟まれるように流れ、河川敷や中洲の緑地と一体となった景観をつくり出している。

西部には、加越台地の西端にあたる丘陵地と砂丘地が広がっている。平野部から海岸部は扇状地形となり、九頭竜川河口には三国湊の市街地が形成され、江戸時代には北前船の寄港地として栄えた。

中央部には、県内随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がっている。この坂井平野は九頭竜川によって運ばれた砂礫や泥の堆積による肥沃な沖積平野である。また、坂井平野には河川蛇行による自然堤防や後背湿地が分布しており、平野にはかつて沼地や葦原が多くあったと推定される。

さらに海岸部沿いには、世界有数の巨大な柱状の岩（柱状節理）が続く東尋坊、雄島と越前松島がある。これらは国の名勝・天然記念物に指定されており、約12kmにわたる海岸区域が範囲となっているほか、越前加賀海岸国定公園に指定されている。

坂井市の地質は、加越山地や越前中央山地では、新第三期中新世前期の糸生累層下部および上部層や浄法寺累層（Iwa層）からなる安山岩、デイサイト溶岩、火砕岩が分布する。平野部の山地縁辺部には扇状地性の礫・砂・粘土が分布し、平野中央部には軟弱な砂や粘土が厚く分布する。

丸岡城跡は、加越山地の西縁辺部から緩やかに平野中心部に向かって傾斜する市街地の一角にある霞ヶ城公園内にある。丸岡城城山は、この公園内で標高27m程度の高さを持ち、長軸で180m、幅は南側で99m、北側で58m、面積は約13,000m<sup>2</sup>を測る。瓢箪を半分に切った形で南西から北東に小山状に横たわった地形となっている。また、地質は、加越山地と同様の浄法寺累層からなり、凝灰岩・凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩を主としている。



図 2-2. 坂井市の地形・河川図

【出典：地理院タイル（淡色地図、陰影起伏図）、国土数値情報（行政区域、河川、湖沼、自然公園地域データ）を加工して作成】

表 2-1. 丸岡城天守周辺の地層構成表【出典：『重要文化財 丸岡城天守 保存活用計画』2024 より】

地質時代		地層名		記号	土質及び 推定土質	出現深度 GL-m (KBM+m)	N 値 (換算 N 値)	岩級区分
第四紀	現世	盛土層		B	盛土 (礫混り粘土質細砂)	0.00 (25.83~27.46)	3	-
		第三紀	中新世前期	第三紀層	浄法寺累層	I wa	第一風化 凝灰角礫岩	0.55~1.65 (24.18~27.06)
第一凝灰角礫岩	1.50~3.50 (23.52~25.78)						28~60 以上 (55.1)	DH~CL
第二凝灰角礫岩	10.70~15.50 (11.78~15.46)						60 以上	DH~CL

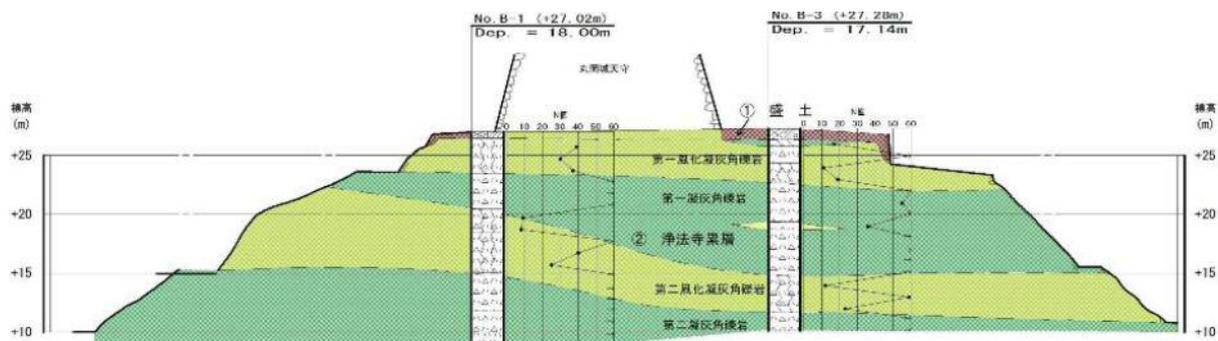


図 2-3. 土層断面推定図

【出典：『重要文化財 丸岡城天守 保存活用計画』2024 より】

### 2. 1. 3 気候

坂井市は、冬季に曇りや雪が多い日本海式気候に属す。山間地域の降雪量は多く、海岸域の積雪量は極めて少ない。

令和元（2019）年から令和5（2023）年までの5年間における年間降水量の平均値は167.9mm、平均気温は15.3℃となっている。月別の推移では、降水量は2月が98.5mmで最も少なく、12月が271.5mmで最も多い。また、平均気温では、8月が27.5℃で最も高く、1月が4.2℃と最も低くなっている。

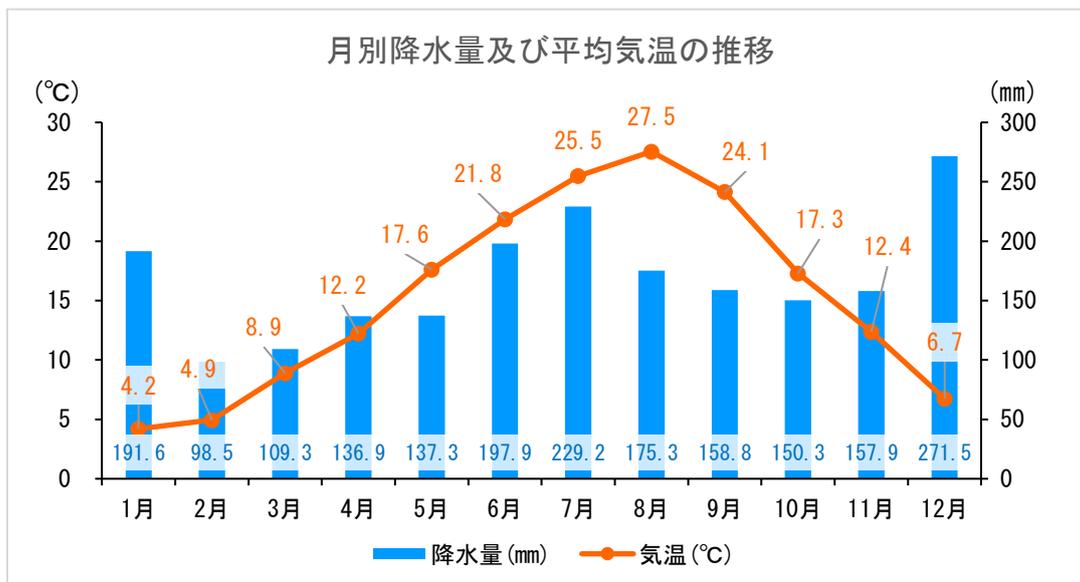


図 2-4. 坂井市の月別降水量及び平均気温の推移（令和元年～令和5年の平均値）

【資料：気象庁ホームページ（観測地点：三国観測所）】

## 2. 1. 4 植生

市内には山林や砂丘地、海岸沿いなどで半自然林、寺社林、雑木林などの人工林の植生が見られる。三里浜砂丘などの砂丘地や海岸沿いでは、防砂林としてマツが植林されている。また、「大堤の水生物」<sup>さんりはま</sup>「東尋坊付近の海岸植生」<sup>おしほ</sup>「瀧谷寺の寺叢林」<sup>おしほ</sup>「雄島の照葉樹林」<sup>おしほ</sup>「久米田神社のシラカシ林」<sup>おしほ</sup>「東荒井の春日神社のタブノキ林」が、全国や県レベルで特に重要な「すぐれた植生」となっている。

丸岡城城山では、保存活用計画策定の過程で樹木調査を実施した。以下に樹木調査の結果を掲載する。

表 2-2. 丸岡城城山樹木調査（令和 5 年度実施） 調査結果一覧表  
【出典：『重要文化財 丸岡城天守 保存活用計画』2024 より】

樹種区分 危険木判定	樹高区分別本数																			
	高木				中木				生垣				雑木				計			
	A	B	C	小計	A	B	C	小計	A	B	C	小計	A	B	C	小計	A	B	C	小計
サクラ類	72	16	22	110	82	12	22	116		1		1					154	29	44	227
モミジ類	18			18	15	1	1	17									33	1	1	35
マツ類	27			27	2			2	1			1					30	0	0	30
ツバキ類					66	1	1	68	60			60	1			1	127	1	1	129
ツツジ類									514			514					514	0	0	514
アジサイ類									13			13					13	0	0	13
モチノキ類	2			2	2			2	4			4					8	0	0	8
タブノキ	2			2													2	0	0	2
ケヤキ	1			1													1	0	0	1
フジ					2			2									2	0	0	2
カイヅカイブキ									3			3					3	0	0	3
その他					12			12	12			12		1	1	2	24	1	1	26
合計	122	16	22	160	181	14	24	219	607	1	0	608	1	1	1	3	911	32	47	990

備考：ツツジ類はエリアで 1 本とみなしたものを含む。

調査は樹種、樹高、樹木の状況（危険度）、生育位置とし、項目ごとに地図にプロットして整理した。調査の結果、990 本の樹木を把握した。樹種ではツツジが最も多く 524 本で、サクラ 227 本、ツバキ類 129 本と続いた。

危険木の把握では 47 本の危険木を確認し、そのうち 44 本がサクラであった。

城山の景観を特徴づけるサクラ類、ツツジ類、ツバキ類が中心的な植栽で、天守北側などではカエデ類が良好な景観を形成している。

なお、危険木の診断、判定は「最新・樹木医の手引き 改訂 4 版」に示される「外観による危険度診断」を参考に、診断基準を設定して実施した。なお、実施にあたっては樹木医の指導助言を得た。

※樹木調査では枝の落下の危険性、立ち枯れ木、病虫害、倒木など、定性的な評価により危険木とした。

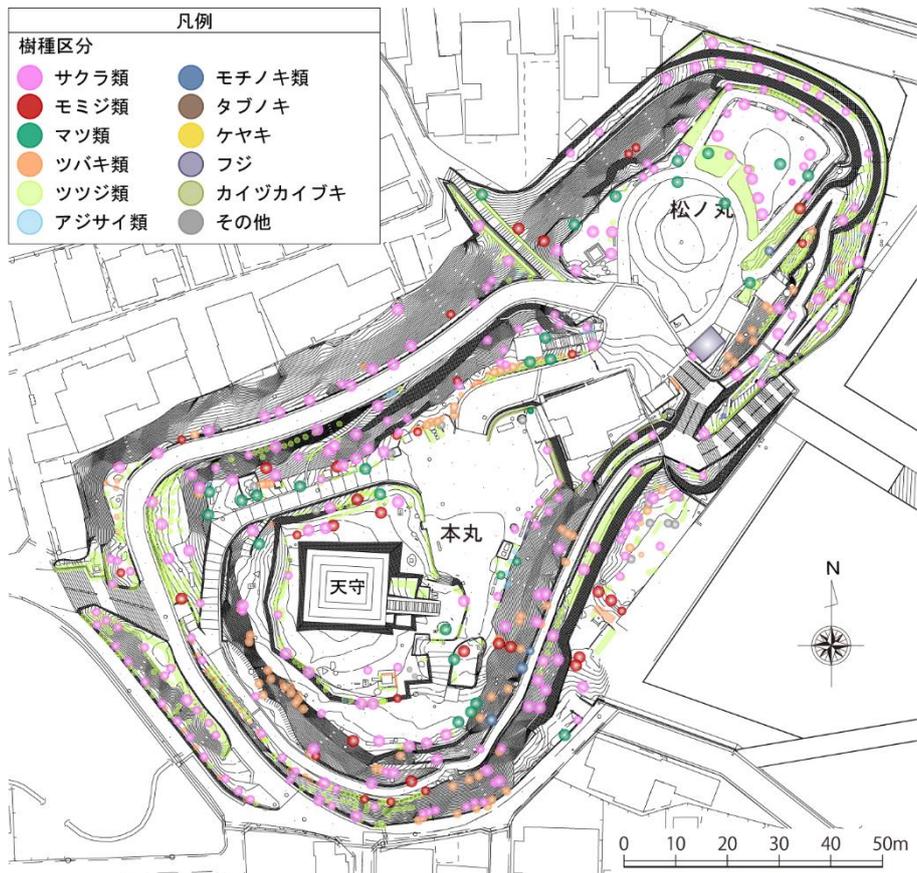


図 2-5. 丸岡城城山の樹木の樹種区分を示した配置図  
 【出典：『重要文化財 丸岡城天守 保存活用計画』2024 より】

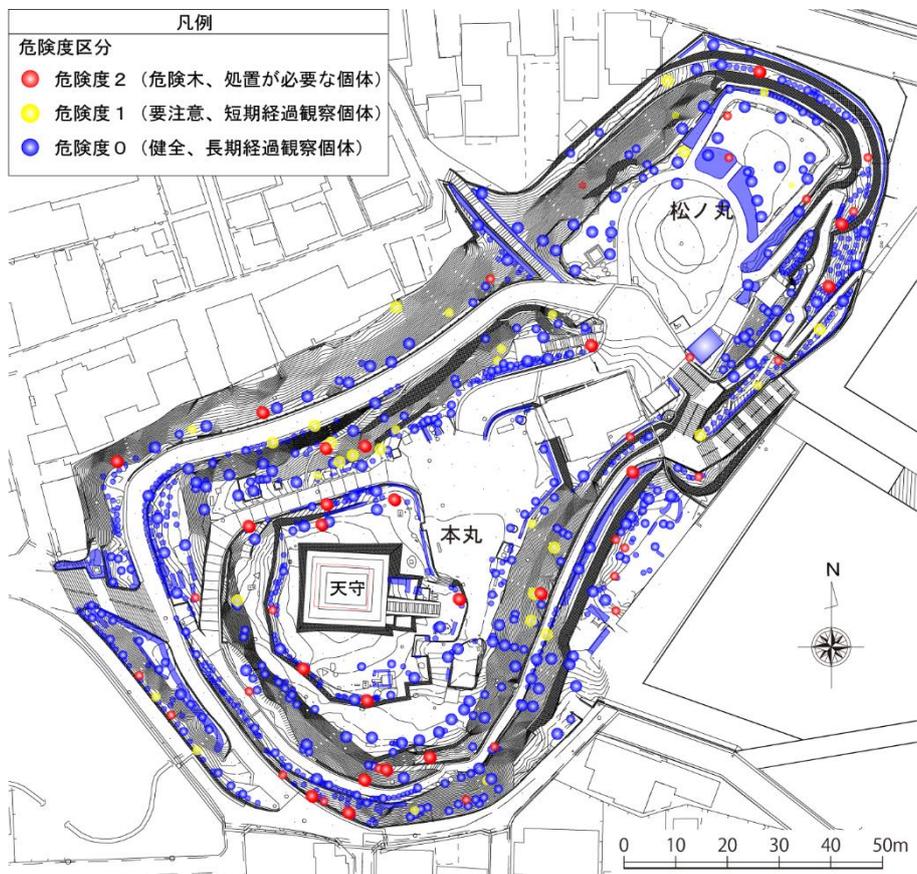


図 2-6. 丸岡城城山の樹木の危険度区分を示した配置図  
 【出典：『重要文化財 丸岡城天守 保存活用計画』2024 より】

## 2. 2 歴史的環境

### 2. 2. 1 坂井市の歴史

#### (ア) 旧石器時代

三国町内で個人が石器3点を発見し、昭和56(1981)年に後期旧石器時代のものと認定された。これにより、福井県内で1万数千年前の後期旧石器時代に人々が生活していたことが確認された。石器が発見された雄島遺跡・馬コロバシ遺跡・西下向遺跡のうち、西下向遺跡で昭和57(1982)・58(1983)年に発掘調査を実施した。出土した石器は瀬戸内・近畿地方を中心に分布する国府型ナイフ形石器に属するものであるが、西日本で主流の剥片製作技法である「瀬戸内技法」とは異なり、地方的特色をもつ技法で作られたものである。この技法は新たに「三国技法」と命名された。

#### (イ) 縄文時代

草創期から前期の遺跡は少ないが、北陸自動車道や北陸新幹線県内延伸、圃場整備といった開発に伴う発掘調査により、東向野遺跡などで中期から晩期の多くの遺構や遺物が確認されている。これまで縄文時代の集落は、山地に近い台地上や河岸段丘上に形成されたと考えられていたが、沖布目北遺跡にて平野部に集落跡が確認された。他にも沖積地の坂井平野内に位置する舟寄遺跡では、縄文時代中期の土器や石器が出土したほか、10基以上の建物跡が発見された。縄文時代後期・晩期になると遺跡の数が増え、それぞれの遺跡から人々の生活の場が坂井平野の微高地などに移っていったことが窺える。

#### (ウ) 弥生時代

近畿地方を中心に確認されている農耕祭祀に使用された銅鐸が、市内の春江町井向や三国町米ヶ脇など複数の場所で発見されている。日本全体で見ると、坂井市は銅鐸の発見場所として日本海側で北限にあたる。また、北陸地方各地に共通するように、管玉や勾玉などの玉類の生産が坂井市でも盛んであった。市内では加戸下屋敷遺跡、河和田遺跡などの玉造遺跡が代表である。

#### (エ) 古墳時代

市内には、葺石・埴輪を有し、笏谷石製の石棺を納めたと推定される前方後円墳(1号墳・3号墳)を核とする六呂瀬山古墳群があり、1号墳は北陸最大級の全長約140mを誇る。また、坂井市北東部からあわら市にまたがる山地には、総数約310基からなる横山古墳群がある。この古墳群の南端に位置する前方後円墳の椀貸山古墳は、継体天皇ゆかりの椀子王子の墓とも伝えられる。この椀貸山古墳は石屋形を備えた横穴式石室の特徴から九州地方との交流があったことを示している。これらの古墳群のほか、永平寺町の松岡古墳群なども合わせると、坂井市や坂井市周辺の山地には現在の福井県嶺北地方にある前方後円墳の約4分の1が集中している。

#### (オ) 奈良・平安時代

もともと北陸地方は越と呼ばれていたが、持統天皇の時代までには、越は越前・越中・越後に分国して越前国が誕生したと考えられている。その中であって市域は坂井郡に属し、『和名類聚抄』高山寺本では、坂井郡は粟田・荒泊・高向・磯部・長畝・高屋・坪江・福留・海部・川口の10郷があったと書かれている。これらの郷の推定地は、木簡や文書によってほぼ特定されている。律令制が整備さ

れたことにより交通路も整えられ、市域のほぼ中央に官道の北陸道が通り、各所に駅も設置されていたとみられる。

天平 15 (743) 年に墾田永年私財法が公布されて以降、坂井市に寺社が所有する荘園が形成された。しかし、荘園専属の田地耕作者となる農民がおらず、安定した労働力の確保が難しく、荘園経営は大きく崩れ、10 世紀頃までには衰退していったとされる。

市域において本格的に荘園が成立・確立するのは、平安末期に、現在の坂井市からあわら市にかけて成立した越前国河口荘が白河法皇により奈良の春日大社に寄進されてからである。春日大社と一体化していた興福寺領の荘園が市域に進出し始めると、神仏習合思想とした本地垂迹説も流行していたことから春日信仰も、河口荘十郷十社の春日神社勧請にみられるように、市域に広がっていった。

この頃には、坂井郡は九頭竜川を挟んで坂北郡、坂南郡の二郡に分かれていった。

### (カ) 鎌倉時代

鎌倉時代、坂北郡内の河口荘の地頭は停止され、荘の支配にあたる荘官は職人と称された。河口荘は、新庄郷・関郷・大口郷・王見郷・兵庫郷・荒居郷・新郷・本庄郷・溝江郷・細呂宜郷の 10 郷に分かれ、隣接の坪江荘とともに、領主の興福寺にとって重要な経済基盤であった。

広大な荘園を維持するには水の供給が必要である。奈良時代以降に開削された用水を整備・統合し、大規模な農業用水が形成された。なかでも、九頭竜川を水源に鳴鹿地域で取水し坂井平野一帯を灌漑する用水は、河口荘十郷にちなみ十郷用水と呼ばれた。一方、坂井平野に広がる荘園の年貢物の積出港の三国湊は川の舟運を利用して発展した。鎌倉時代後期には、時宗の開祖・一遍の弟子である他阿真教が越前を訪れ、現在の丸岡町長崎に称念寺を創建した。

### (キ) 南北朝・室町時代

元弘 3 (1333) 年に、鎌倉幕府を倒した後醍醐天皇を中心に行われた政治が短期間で崩壊した。その結果政権が不安定になり、政権争いのために朝廷と幕府が北朝方と南朝方に分かれて抗争した。南朝方の拠点を作ろうと、後醍醐天皇は新田義貞を皇子とともに越前に入国させた。越前の各地で戦った義貞は、藤島の灯明寺岨（現在の福井市新田塚町あたり）で越前守護の斯波氏の軍に敗れ命を落とした。義貞の亡骸は時宗の僧によって葬られ、称念寺の境内に新田義貞の墓所がある。

南北朝時代から室町時代を通して、越前は守護となった斯波氏が支配した。文明 3 (1471) 年には、浄土真宗本願寺の八世・蓮如が吉崎（あわら市）に滞在し、御文（御文章）を用いた積極的な教化を行ったことで、本願寺門流は北陸地域で飛躍的に勢力を拡大させていった。

### (ク) 戦国・安土桃山時代

戦国時代になると、浄土真宗の本願寺門徒は一向一揆勢として加賀から越前に度々侵攻した。永正 3 (1506) 年に加賀一向一揆が侵攻して、戦国大名の朝倉氏と九頭竜川を挟んで、大規模な合戦が繰り広げられた。この合戦に敗れた本願寺門流の有力寺院の関係者は隣国の加賀へと亡命した。また、霊峰と呼ばれる白山ともゆかりがある豊原寺は、奈良時代に泰澄によって開創されたと伝わる寺院で、天正 3 (1574) 年の越前一向一揆では一揆の拠点になった。豊原寺内には数多くの僧侶のほか甲冑師・鍛冶師などの職人が居住し、一つの都市として繁栄したという。後世には豊原・小野・吉谷を併せて「豊原三千坊」とも称された。天正元 (1573) 年、織田信長によって朝倉氏が滅ぼされると、翌年、越前では大規模な一向一揆が起きた。その勢力は越前嶺北を支配するまでに至ったが、天正 3

(1575)年には、再度侵攻してきた織田信長勢によって、一揆勢力は掃討され、豊原寺も焼き払われた。一向一揆を平定した織田信長は、柴田勝家に越前を支配させた。勝家の甥・勝豊は、豊原の地に居城を置いたが、その後、勝豊は豊原を離れ、西方の小丘・丸岡に城を築いた。そして城を移すにあたり、勝豊は豊原に居住していた職人や寺社を城下に移した。天正10(1582)年に勝豊は長浜城主となり、丸岡城主は柴田氏家臣の安井左近家清となった。

天正11(1583)年4月の柴田勝家滅亡の後、丹羽長秀が若狭から越前に移された。これにより丸岡城主は長秀家臣の青山修理亮となったが、関ヶ原の戦いで西軍に味方したため所領を奪われた。

慶長5(1600)年9月に越前を与えられた結城秀康が家臣への知行割りを行い、重臣の今村大炊頭盛次が丸岡城主に配置された。慶長17(1612)年10月、今村盛次が本多伊豆守富正と対立し、いわゆる越前騒動(久世騒動)が起こった。この騒動の後、幕府の裁許により今村盛次は奥州岩城へ配流となり、福井藩松平忠直の付け家老の本多成重が丸岡城に入った。

## (ケ) 江戸時代

元和9(1623)年に松平忠直が改易され、翌寛永元(1624)年に丸岡城主の本多成重が福井藩から独立して、初代丸岡藩主となった。丸岡藩は初め本多家が治めたが、後に丸岡騒動と呼ばれるお家騒動が起こり、元禄8(1695)年2月22日に領地没収となった。

元禄8(1695)年5月1日、肥前日野江(長崎県南島原市)の大名有馬晴信の曾孫の有馬清純が日向国延岡から越後国糸魚川(新潟県糸魚川市)を経て丸岡に入封し丸岡藩主となった。以後、最後の藩主8代道純まで存続し廃藩置県を迎える。

丸岡城の城下町の整備は、初代丸岡藩主の本多成重の頃から進められたと考えられ、田島川を外堀として利用するなど自然地形を巧みに利用した。城下には本多氏ゆかりの本光院や、有馬氏の入封とともに延岡から移ってきた高岳寺、台雲寺、白道寺といった歴代丸岡藩主ゆかりの寺院が整備された。

## (コ) 明治時代以降

明治4(1871)年に行われた廃藩置県により、丸岡藩は廃藩となり丸岡県となった。その後福井県と敦賀県が誕生し、丸岡県は福井県の一部となった。明治21(1888)年の市制・町村制の公布後、旧来の町村を新市町村の大字としたことから、明治22(1889)年4月に20町村が誕生した。

昭和17(1942)年に春江村は春江町となった。昭和29(1954)年には、雄島村・加戸村・新保村が三国町と合併した。昭和30(1955)年には磯部村の一部と大石村が春江町と合併し、鳴鹿村・磯部村の一部・高椋村・長畝村・竹田村が丸岡町と合併した。また、東十郷村・大関村・兵庫村が合併して坂井村が誕生した。木部村は昭和31(1956)年に坂井村と合併するが、翌年、木部村の北部に位置する15区は三国町に編入し、浜四郷村と共に三国町となった。さらに昭和36(1961)年、坂井村が町制実施となり坂井町となった。平成18(2006)年に三国町・丸岡町・春江町・坂井町の4町が合併して坂井市が誕生した。なお、合併後もこの4町名を残し、現在も住所に町名を使用している。

## 2. 3 社会的環境

### 2. 3. 1 人口

令和2（2020）年に行われた国勢調査時点での人口は88,481人で、福井県全体766,863人の11.5%を占め、福井市に次ぐ福井県第2位の人口規模となっている。合併直前にあたる平成17（2005）年の人口が最も多く92,318人であり、それ以降は減少傾向にある。

令和2（2020）年における年少人口（15歳未満）は11,549人（13.1%）で、福井県平均の12.5%を上回っているが減少傾向にある。老年人口（65歳以上）は25,588人（28.9%）で、福井県平均の30.6%を下回っているが一貫した増加傾向にあり、平成12（2000）年以降は年少人口が老年人口より少なくなっている。今後の坂井市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した将来推計人口によると、令和27（2045）年には71,245人にまで減少することが予測されている。

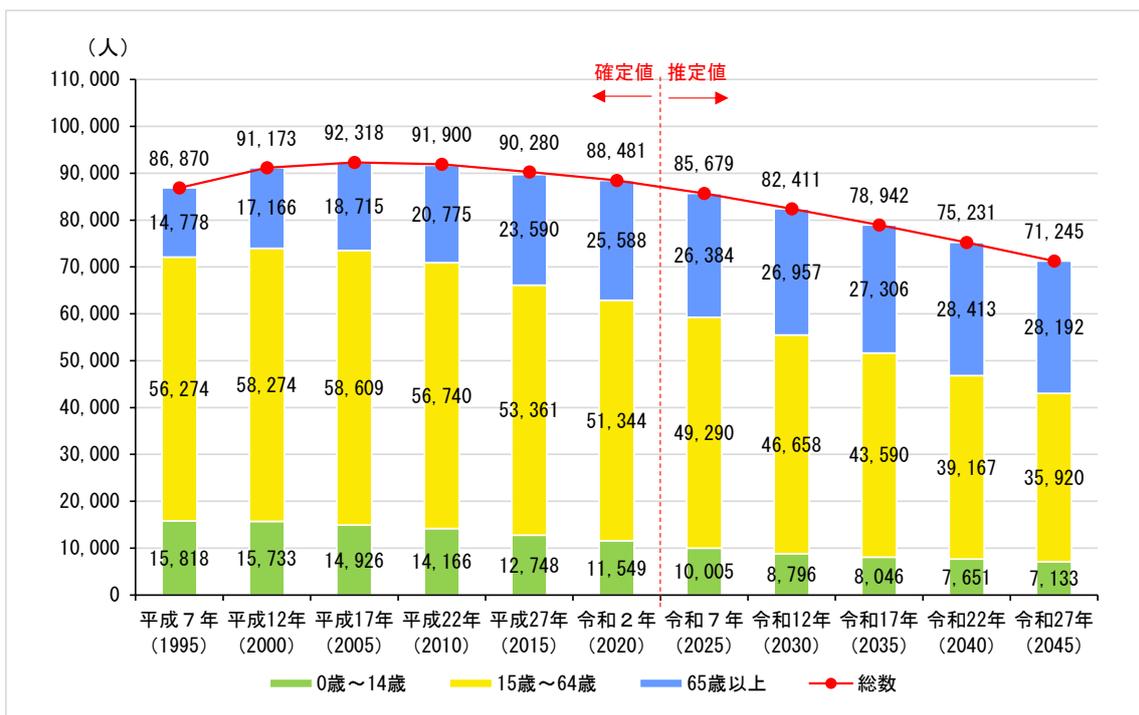


図 2-7. 坂井市の人口推移

【資料：総務省統計局「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」】

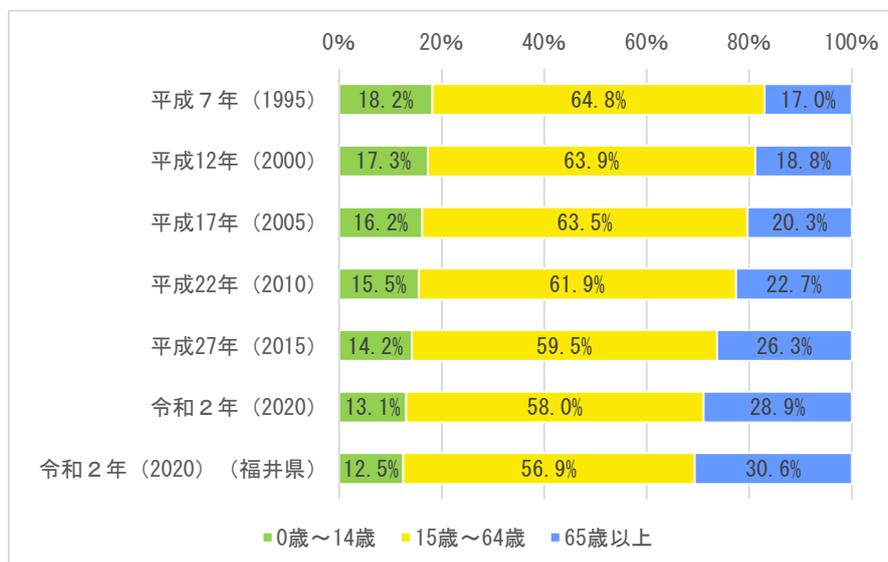


図 2-8. 坂井市の年齢階層別人口構成比の推移

【資料：総務省統計局「国勢調査」】

## 2. 3. 2 産業

令和2（2020）年度の国勢調査によれば、坂井市の就業人口は46,022人で、総人口の52.0%となっている。産業別就業人口は第1次産業が1,739人（2%）、第2次産業が15,592人（17.6%）、第3次産業が28,591人（32.3%）で第3次産業の割合が高いことが分かる。第1次及び第2次産業の就業人口は概ね減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向になっている。

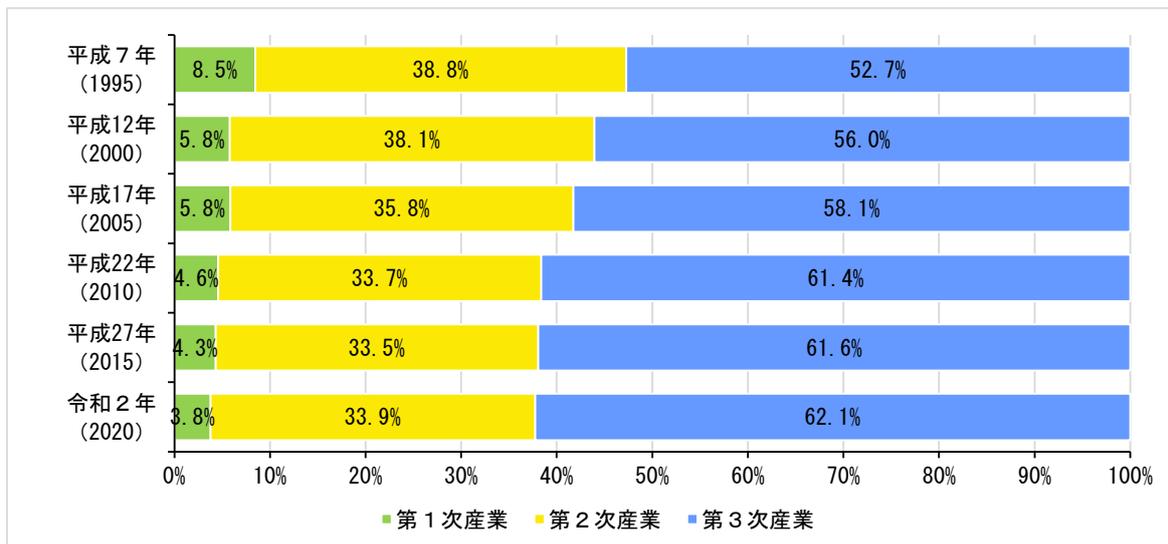


図2-9. 坂井市の産業別就業人口比の推移  
【資料：総務省統計局「国勢調査」】

## 2. 3. 3 観光

坂井市は、天然記念物・名勝の東尋坊や全国で現存する12の天守（以下、「現存12天守」）に数えられる丸岡城をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された三国湊など数多くの恵まれた文化財を観光資源とした県内トップの観光客入込数を誇っている。

一方で、地域資源をさらに活かした観光地域づくりを進めるため、令和2（2020）年に坂井市観光連盟、坂井市三国観光協会、坂井市丸岡観光協会の業務の一部を統合し、一般社団法人DMOさかい観光局が設立された。現在この機関を中心に、観光地としての魅力の発信や自然、歴史、文化財などの豊かな資源を活かした体験型観光、歴史的な町並み散策、まちなか観光を充実させるなど滞在型観光地としての魅力向上に努めている。

令和5（2023）年度からは東尋坊の再整備事業に着手し、商店街の景観ガイドラインを策定してファサード整備に取り組んでいる。民間の施設としては、昭和34（1959）年に三国町の海岸部に越前松島水族館、令和2（2020）年に空家を活用した全国のお城ファンが集うカフェ「城小屋マルコ」が丸岡城のふもとに整備されている。

その他、さらなる誘客のために坂井市単体だけでなく、隣接市町と連携してテーマやストーリー性を持たせ、それらの魅力を発信する広域観光が推進されている。

令和2（2020）年頃から流行した新型コロナウイルス感染症の観光への影響は大きく、流行前の約70%まで落ち込んだ。丸岡城では、令和元（2019）年以前は300,000人以上の入込数があったが、令和3（2021）年には以前の半分程に減少している。北陸新幹線の県内への延伸により、首都圏からの来訪者が増加している。

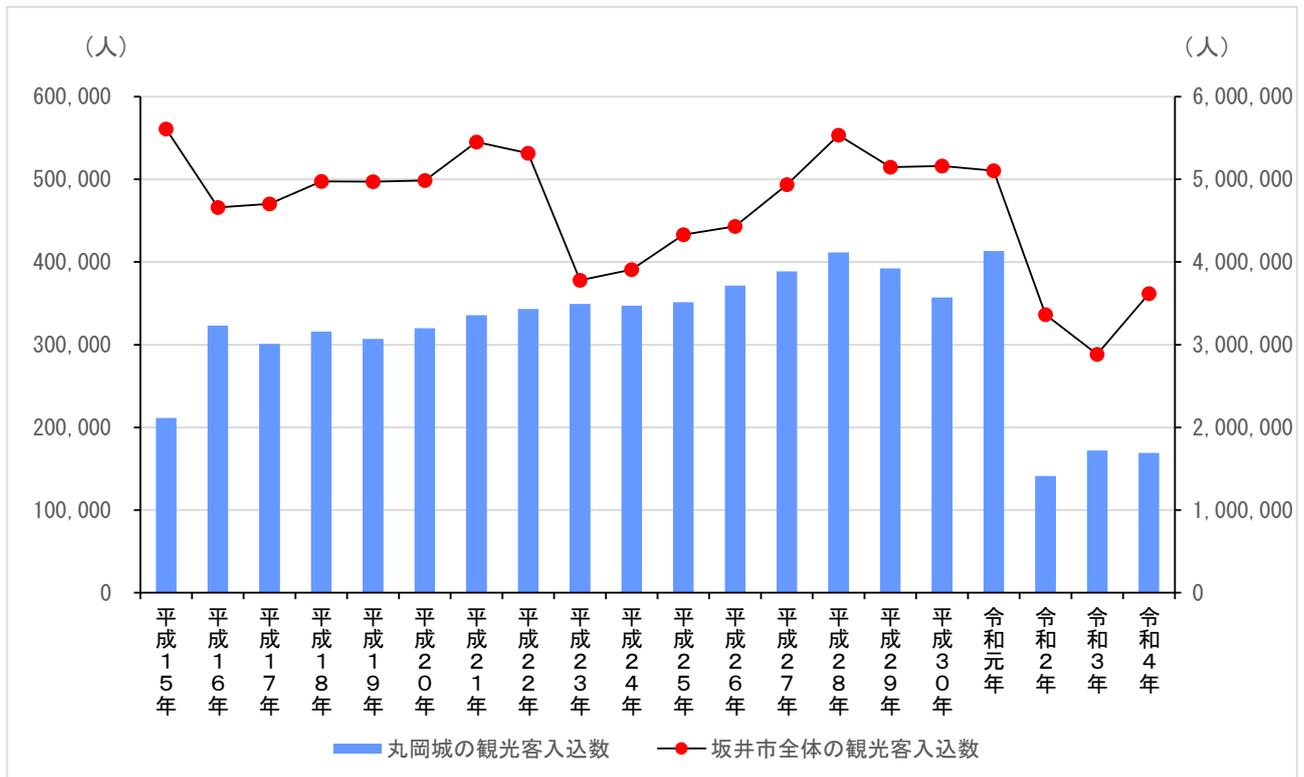


図 2-10. 坂井市の産業別就業人口比の推移  
【資料：坂井市統計年報（令和4年）及び令和4年福井県観光客入込数（推計）】

### 2. 3. 4 交通

坂井市の東部には北陸自動車道や国道 364 号、西部には国道 305 号、中央部に国道 8 号、嶺北縦貫道、芦原街道が通っている。国道 305 号は越前海岸一帯と石川県加賀市方面とを結び、山間部を走る国道 364 号は永平寺町や石川県加賀市山中町方面を結ぶ重要な幹線道路となっている。また、北陸自動車道の丸岡 IC が市内に設置されている。

市内の鉄道には、福井市と三国港をつなぐえちぜん鉄道と並行在来線であるハピラインふくい線がある。令和 5（2023）年度末の北陸新幹線の県内延伸に伴い、隣接するあわら市に北陸新幹線芦原温泉駅が開業した。芦原温泉駅から坂井市各地へは自動車を利用すれば約 20 分で移動できるため、観光客の来訪が期待されている。また、市内には丸岡駅と春江駅の 2 駅があり、金沢などの北陸方面と米原などの関西方面とつながっている。関西方面への移動では新幹線開業に伴って金沢・敦賀間の特急列車が廃止されたことにより、敦賀での乗り換えが必要となった。

鉄道以外の公共交通機関としては、京福バスの他、令和 5（2023）年 1 月 13 日からは近距離移動を支える新たな交通として、坂井市オンデマンド型交通（乗合タクシー）「イータク」が市内全域で運行を開始している。

令和 2（2020）年には、丸岡町の交通結節点および丸岡城への玄関口として、バスターミナル機能とにぎわい交流機能を併設した施設「丸岡バスターミナル交流センター」を整備した。

丸岡城跡への所要時間は、自動車を利用する場合、北陸自動車道の丸岡 IC から約 10 分となっている。また、公共交通機関を利用する場合は、丸岡駅、福井駅、芦原温泉駅から京福バスに乗車し、丸岡城で下車となっている。なお、所要時間は丸岡駅から 17 分、福井駅から約 55 分、芦原温泉駅から約 20 分である。

## 2. 3. 5 法的規制

丸岡城城山の整備や管理にあたって関係する法令には、文化財保護法、都市公園法等があり、規制の内容は以下のとおりである。

### (ア) 文化財保護法

丸岡城城山は周知の埋蔵文化財包蔵地内にあり、土木工事等を実施する場合は、文化財保護法第 93・94 条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。また、丸岡城天守は重要文化財に指定されているため、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化財保護法第 43 条に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。

### (イ) 都市公園法

丸岡城城山は都市公園法に定められた地区公園（霞ヶ城公園）内にあり、公園施設として建築物を設置する場合は、坂井市都市公園条例第 6 条の 2 に基づき、建築面積の総計を霞ヶ城公園の敷地面積の 100 分の 2 以下にしなければならない。

また、公園管理者以外のものが公園施設を設け、管理する場合は、坂井市都市公園条例第 7 条に基づいた申請書を公園管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

### (ウ) 都市計画法

丸岡城城山は都市計画法に定められた第一種中高層住居専用地域にあり、開発行為を実施する場合は、都市計画法第 29 条に基づき福井県知事の許可を受けなければならない。

### (エ) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

丸岡城城山は盛土規制法に定められた宅地造成等工事規制区域の候補区域にあり、区域が正式決定した後は、宅地造成等の関する工事を行う場合、盛土規制法第 12 条に基づき工事着手前に福井県知事の許可を受けなければならない。また、この許可申請を行うときは、盛土規制法第 11 条に基づきあらかじめ周辺地域の住民に宅地造成等に関する工事の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

### (オ) 建築基準法

丸岡城城山で建築物を復元する場合、文化財保護法によって指定・仮指定された建築物の原形を再現するものではないため、建築基準法に基づいた建築物にする必要がある。なお、建築基準法 22 条で定める区域の指定外であるため、屋根の不燃化等の規制はない。

### (カ) 消防法

丸岡城城山で建築物を復元する場合、消防法に基づいた建築物にする必要がある。

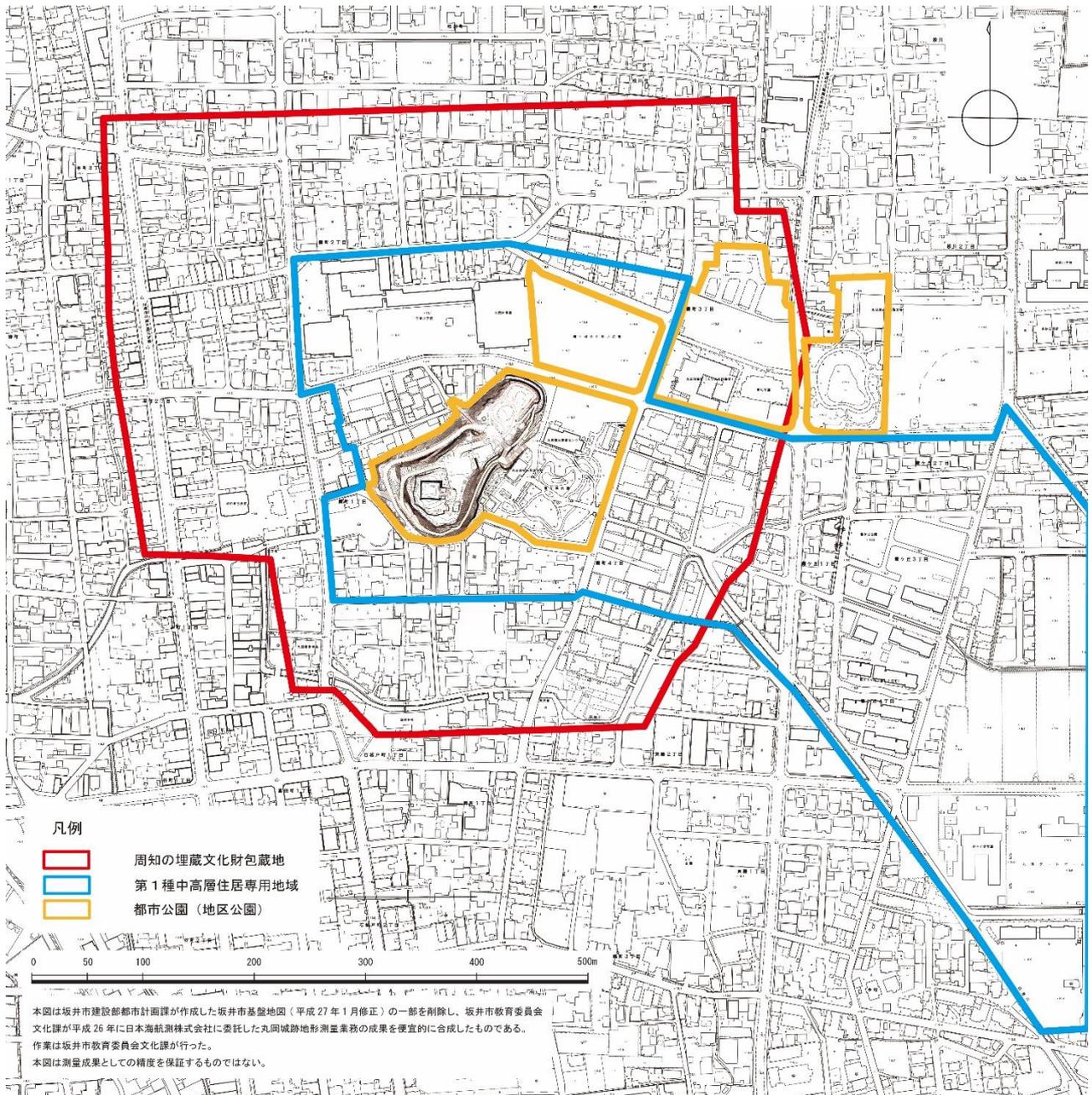


図2-11. 丸岡城城山周辺の法的規制範囲

※宅地造成及び特定盛土等規制法の規制範囲は本図に示す範囲より広いため、掲載していない。